

広島県告示第二百九十一号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第六条の三第二項の規定によつて、平成二十五年年度地籍調査事業計画を次のとおり定めた。

平成二十五年四月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 地籍調査本体事業

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間
広島市	湯来町大字和田の一部、湯来町大字麦谷の一部	交付決定の日、 平成二六年三月三十一日
三原市	長谷町の一部、本郷町上北方の一部、久井町下津の一部、本郷町善入寺の一部、小坂町の一部	交付決定の日、 平成二六年三月三十一日
福山市	横尾町の一部・横尾町一丁目の一部・横尾町二丁目・御幸町大字中津原の一部・千田町大字千田の一部、蔵王町の一部	交付決定の日、 平成二六年三月三十一日
府中市	行簾の一部、上下の一部	交付決定の日、 平成二六年三月三十一日
三次市	下志和地町の一部、東酒屋町の一部、廻神町の一部、君田町石原の一部、布野町横谷の一部、吉舎町吉舎の一部、三和町大力谷の一部、甲奴町本郷の一部、作木町上作木の一部、君田町泉吉田の一部、作木町下作木の一部、甲奴町梶田の一部	交付決定の日、 平成二六年三月三十一日
庄原市	総領町五箇の一部、東城町受原・菅・川鳥・保田の一部	交付決定の日、 平成二六年三月三十一日
東広島市	豊栄町乃美の一部、西条町福本の一部、安芸津町木谷の一部、西条朝日町・西条栄町・西条上市町の一部、西条町森近の一部、西条昭和町・西条御条町・西条大坪町の一部	交付決定の日、 平成二六年三月三十一日
廿日市市	飯山の一部、中道字立石、中道字貫兵	交付決定の日、 平成二六年三月三十一日
安芸高田市	美土里町北の一部	交付決定の日、 平成二六年三月三十一日
熊野町	呉地の一部	交付決定の日、 平成二六年三月三十一日
北広島町	大朝の一部、平ヶ丸、堤山、大原、後松、向山、新庄の一部、大和田	交付決定の日、 平成二六年三月三十一日

大崎上島町	東野の一部	交付決定の日 平成二六年三月三十一日
世羅町	徳市の一部、黒淵の一部、津口の一部	交付決定の日 平成二六年三月三十一日
神石高原町	牧の一部、安田・李の一部、田頭の一部、上豊松の一部	交付決定の日 平成二六年三月三十一日

二 数値情報化事業

数値情報化を行う者の名称	数値情報化を行う地域	数値情報化を行う期間
広島市	湯来町大字和田の一部	交付決定の日 平成二六年三月三十一日
福山市	横尾町の一部・横尾町一丁目の一部・横尾町二丁目・御幸町大字中津原の一部・千田町大字千田の一部	交付決定の日 平成二六年三月三十一日
府中市	行簾の一部、上下の一部	交付決定の日 平成二六年三月三十一日
庄原市	東城町川鳥の一部、総領町五箇の一部	交付決定の日 平成二六年三月三十一日
廿日市市	妙音寺原、飯山の一部	交付決定の日 平成二六年三月三十一日
神石高原町	牧の一部、安田の一部、上豊松の一部	交付決定の日 平成二六年三月三十一日

三 官民境界等先行調査

調査を行う者の名称	官民境界等先行調査を行う地域	調査期間
海田町	明神町	交付決定の日 平成二六年三月三十一日
坂町	町道藤之脇・西山線の一部	交付決定の日 平成二六年三月三十一日